

第 2 3 号議案

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律及び住民基本台帳法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 4 年(2012年) 2 月 2 7 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律及び住民基本台帳法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(町田市生活資金貸付条例の一部改正)

第1条 町田市生活資金貸付条例（昭和34年10月町田市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条各号列記以外の部分中「による貸付」を「に規定する貸付け」に、「次の各号の」を「次に掲げる」に、「もの」を「者」に、「認めた者」を「認めるもの」に、「行なう」を「行う」に改め、同項第1号中「、又は外国人登録原票に登録され」を削り、同項第3号中「貸付」を「貸付け」に改める。

第5条の見出し中「保証人」を「連帯保証人」に改め、同条各号列記以外の部分中「定める保証人」を「規定する連帯保証人」に、「次の各号の」を「次に掲げる」に改め、同条第1号中「、又は外国人登録原票に登録され」を削り、同条第3号中「貸付」を「貸付け」に改める。

(町田市長寿祝金支給条例の一部改正)

第2条 町田市長寿祝金支給条例（昭和44年12月町田市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「又は外国人登録法（昭和27年法律第125号）の適用を受け」を「により記録され」に、「認めた」を「認める」に改める。

(町田市幼児教育手当条例の一部改正)

第3条 町田市幼児教育手当条例（昭和48年3月町田市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項を次のように改める。

手当の支給を受けることができる保護者（以下「受給資格者」という。）は、毎年1月1日から7月1日までの間引き続き市内に居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）により記録されている者とする。

(町田市印鑑条例の一部改正)

第4条 町田市印鑑条例（昭和49年12月町田市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「昭和42年法律第81号」の次に「。以下「法」という。」を加え、「又は外国人登録法（昭和27年法律第125号）」を削り、「記録又は登録を受けて」を「記録されて」に改める。

第5条第3項第1号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は外国人登録証明書」を削る。

第7条第1号中「又は外国人登録原票に記録又は登録されて」を「に記録されて」に、「若しくは名」を「、名若しくは通称（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の26第1項に規定する通称をいう。以下同じ。））」に、「氏及び名」を「氏名若しくは通称」に、「表わして」を「表して」に改め、同条第2号中「氏名」の次に「又は通称」を加え、「表わして」を「表して」に改める。

第8条第1項に次の1号を加える。

（6）法第30条の45に規定する外国人住民（以下「外国人住民」という。）に係る住民票に通称が記録されている場合にあつては、通称

第12条中「住民基本台帳法又は外国人登録法」を「法」に改める。

第15条第5号中「又は名」を「若しくは名又は外国人住民にあつては通称」に改め、同条第6号を同条第7号とし、同号の前に次の1号を加える。

（6）外国人にあつては外国人住民でなくなったとき（日本の国籍を取得した場合を除く。）。)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年7月9日から施行する。

(町田市生活資金貸付条例の一部改正に伴う経過措置)

2 第1条の規定による改正後の町田市生活資金貸付条例の規定は、この条例の施行

の日（以下「施行日」という。）以後にされた申込みに係る貸付金について適用し、施行日前にされた申込みに係る貸付金については、なお従前の例による。

（町田市幼児教育手当条例の一部改正に伴う経過措置）

- 3 第3条の規定による改正後の町田市幼児教育手当条例の規定は、平成25年以後に支給する幼児教育手当に係る認定について適用し、平成24年以前に支給する幼児教育手当に係る認定については、なお従前の例による。

（町田市印鑑条例の一部改正に伴う経過措置）

- 4 市長は、施行日の前日において第4条の規定による改正前の町田市印鑑条例第6条の規定による登録（以下「印鑑の登録」という。）を受けている外国人であって、施行日において住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する外国人住民（以下「外国人住民」という。）に該当しないもの（日本の国籍を取得した場合を除く。）に係る印鑑の登録については、施行日において、職権でこれを抹消しなければならない。
- 5 市長は、施行日の前日において印鑑の登録を受けている外国人であって施行日において外国人住民に該当するものに関し、施行日において第4条の規定による改正後の町田市印鑑条例第8条第1項第6号に掲げる事項を登録する必要があるときは、職権でこれを登録しなければならない。

改正後	改正前
(申込者の資格) 第 2 条 前条に規定する貸付けは、次に掲げる要件を備えている者であって、市長が適当と認めるものに対してこれを行う。 (1) 市内に居住し、住民基本台帳に記録されていること。 (2) 略 (3) <u>貸付け</u>の返還が確実と認められること。 (4) 略 (連帯保証人の資格要件) 第 5 条 第 2 条第 4 号に規定する連帯保証人は、次に掲げる要件を備えていなければならない。 (1) 市内に居住し、住民基本台帳に記録されていること。 (2) 略 (3) この<u>貸付け</u>につき、他に保証していないこと。	(申込者の資格) 第 2 条 前条による貸付は、次の各号の要件を備えている<u>もの</u>であって、市長が適当と認めた者に対してこれを行なう。 (1) 市内に居住し、住民基本台帳に記録され、又は外国人登録原票に登録されていること。 (2) 略 (3) <u>貸付</u>の返還が確実と認められること。 (4) 略 (保証人の資格要件) 第 5 条 第 2 条第 4 号に定める保証人は、次の各号の要件を備えていなければならない。 (1) 市内に居住し、住民基本台帳に記録され、又は外国人登録原票に登録されていること。 (2) 略 (3) この<u>貸付</u>につき、他に保証していないこと。

町田市長寿祝金支給条例新旧対照表

__部分は改正部分

改正後	改正前
(受給資格) 第 2 条 祝金を受けることができる者は、毎年 9 月 1 日において次に掲げる要件を備えている者とする。 (1) 略 (2) 住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号)により記録され、かつ、市内に引き続き 1 年以上居住していること。ただし、市長が特別の事情があると<u>認める</u>ときは、この限りでない。	(受給資格) 第 2 条 祝金を受けることができる者は、毎年 9 月 1 日において次に掲げる要件を備えている者とする。 (1) 略 (2) 住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号)<u>又は外国人登録法(昭和 27 年法律第 125 号)の適用を受け</u>、かつ、市内に引き続き 1 年以上居住していること。ただし、市長が特別の事情があると<u>認めた</u>ときは、この限りでない。

町田市幼児教育手当条例新旧対照表

— 部分は改正部分

改正後	改正前
(受給資格) 第 3 条 手当の支給を受けることができる保護者(以下「<u>受給資格者</u>」という。)は、毎年<u>1月1日から7月1日までの間引き続き市内に居住し、かつ、住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号)により記録されている者とする。</u> 2 略	(受給資格) 第 3 条 手当の支給を受けることができる保護者(以下「<u>受給資格者</u>」という。)は、次の要件を備えているものとする。 <u>毎年 1 月 1 日から 7 月 1 日までの間引き続き本市に居住し、かつ、住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号)第 5 条に規定する住民基本台帳もしくは外国人登録法(昭和 27 年法律第 125 号)第 4 条第 1 項に規定する外国人登録原票に記載されていること。</u> 2 略

改正後	改正前
(登録資格) 第 3 条 市内に住所を有し、住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号。<u>以下「法」という。</u>)により記録されている者は、1 人 1 個に限り印鑑の登録を受けることができる。 2 略 (登録申請の確認) 第 5 条 略 2 略 3 前項の規定にかかわらず、登録申請者が自ら申請した場合の本人であることの確認は、次の各号のいずれかによって行うことができる。 (1) 現に効力を有する官公署の発行した免許証、許可証<u>又は</u>身分証明書であって市長の定めたものの提示があったとき。 (2) 略 4 略 (登録印鑑の制限) 第 7 条 市長は、登録申請に係る印鑑が、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該印鑑の登録をすることができない。 (1) 住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名若しくは通称(住民基本台帳法施行令(昭和 42 年政令第 292 号)第 30 条の 26 第 1 項に規定する通称をいう。以下同じ。)又は<u>氏名若しくは通称</u>の一部を組み合わせたもので<u>表</u>していないもの (2) 職業、資格その他氏名<u>又は</u>通称以外の事項を<u>表</u>しているもの (3)～(6) 略 (印鑑登録原票) 第 8 条 市長は、印鑑登録原票を備え、印影	(登録資格) 第 3 条 市内に住所を有し、住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号)<u>又は</u>外国人登録法(昭和 27 年法律第 125 号)により記録<u>又は</u>登録を受けている者は、1 人 1 個に限り印鑑の登録を受けることができる。 2 略 (登録申請の確認) 第 5 条 略 2 略 3 前項の規定にかかわらず、登録申請者が自ら申請した場合の本人であることの確認は、次の各号のいずれかによって行うことができる。 (1) 現に効力を有する官公署の発行した免許証、許可証若しくは身分証明書であって市長の定めたもの<u>又は</u>外国人登録証明書の提示があったとき。 (2) 略 4 略 (登録印鑑の制限) 第 7 条 市長は、登録申請に係る印鑑が、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該印鑑の登録をすることができない。 (1) 住民基本台帳<u>又は</u>外国人登録原票に記録<u>又は</u>登録されている氏名、氏若しくは名又は<u>氏及び名</u>の各一部を組み合わせたもので<u>表</u>わしていないもの (2) 職業、資格その他氏名以外の事項を<u>表</u>わしているもの (3)～(6) 略 (印鑑登録原票) 第 8 条 市長は、印鑑登録原票を備え、印影

改正後	改正前
のほか当該登録申請者に係る次に掲げる事項を登録する。 (1)～(5) 略 <u>(6) 法第 30 条の 45 に規定する外国人住民(以下「外国人住民」という。)に係る住民票に通称が記録されている場合にあつては、通称</u> 2 略 (印鑑登録原票登録事項の職権修正) 第 12 条 市長は、<u>法</u>による届出等により印鑑登録原票の登録事項に変更があることを知ったときは、第 15 条の規定により印鑑登録の抹消を行う場合のほか、印鑑登録原票の登録事項について職権で修正しなければならない。 (印鑑登録の抹消) 第 15 条 市長は、印鑑登録者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該印鑑の登録を抹消しなければならない。 (1)～(4) 略 (5) <u>氏若しくは名又は外国人住民にあつては通称</u>を変更したため、登録してある印鑑が第 7 条第 1 号に該当することになったとき。 <u>(6) 外国人にあつては外国人住民でなくなったとき(日本の国籍を取得した場合を除く。)</u>。 <u>(7) 略</u>	のほか当該登録申請者に係る次に掲げる事項を登録する。 (1)～(5) 略 2 略 (印鑑登録原票登録事項の職権修正) 第 12 条 市長は、<u>住民基本台帳法又は外国人登録法</u>による届出等により印鑑登録原票の登録事項に変更があることを知ったときは、第 15 条の規定により印鑑登録の抹消を行う場合のほか、印鑑登録原票の登録事項について職権で修正しなければならない。 (印鑑登録の抹消) 第 15 条 市長は、印鑑登録者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該印鑑の登録を抹消しなければならない。 (1)～(4) 略 (5) <u>氏又は名</u>を変更したため、登録してある印鑑が第 7 条第 1 号に該当することになったとき。 <u>(6) 略</u>

